

# 支援費ホットライン

**あなたの悩み、不安や疑問、  
聞かせてください！！**

役所の窓口で「家族でできるじゃないですか」と言われたり、「どうせサービスはないですよ」と受け付けてもらえなかったり、サービスや時間数を書き直されてしまったり。支援費の申請に行って **いやな思い** をしたり、窓口での説明や聞き取りのときの対応に **納得できなかった** り、そんなことはありませんか？払うお金の明細がよくわからなかったり、「文句が多いから子どもさんを預かれません」と言われたり、サービス計画を見せてもらえなかったり。事業者や施設の説明や対応に **困ったり不安になったりしたこと** はありませんか？

支援費制度に関して、実際の暮らしのなかでいまどんなことが起きているのかを調べて、行政や社会にアピールします。皆さんのたくさんの声をお寄せください。

主催：プロテクション&アドボカシー千葉（PAC）

後援：第4回地域生活支援フォーラム千葉実行委員会  
千葉県手をつなぐ育成会

協力：トヨタ財団

- その1 アンケートの答えをはがきを書いてポストへ。お一人何回でも構いません。  
船橋市車方町549 「のまる」気付 支援費ホットライン係まで。
- その2 アンケートの答えをメールで送る  
[nomaru@eagle.ocn.ne.jp](mailto:nomaru@eagle.ocn.ne.jp) の支援費ホットライン係まで。
- その3 アンケートの答えをFAXで送る  
FAX029-853-4728 の支援費ホットライン係まで。
- その4 臨時電話相談のときに電話する  
5/16(金)・17(土)正午～20時に 047-303-  
またはFAX047-303- へ。
- その5 出前説明&相談会を主催する  
支援費制度や契約に詳しいコーディネーターや施設長、弁護士、大学教授、社会福祉士などを派遣します。上記のメールまたはFAXの支援費ホットライン係まで、主催者、希望日時、参加対象・人数、説明を受けたい内容 を書いてお送りください。

# 支援費ホットラインアンケート

\*このアンケートの内容について、個人が特定される形で公表することはありません。  
安心してお答えください。受付期間は、3月下旬～5月末までです。

お名前 ( )  
連絡先TEL ( )  
メールアドレス ( )  
お住まいの市町村名 ( )

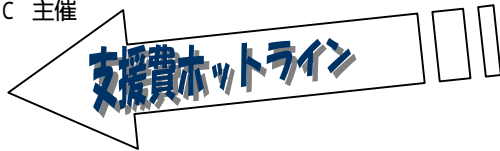
Q1：行政から受けた説明や窓口の対応で、疑問に思ったり不安を感じたり、嫌な思いをしたことがあれば、その内容を具体的に教えてください。

Q2：サービスの事業者や施設から受けた説明や対応で、疑問に思ったり不安を感じたり、嫌な思いをしたことがあれば、その内容を具体的に教えてください。

Q3：支援費制度に関するご意見、ご要望など、自由にお書きください。

Q4：その他、毎日のくらしのなかでの悩み、日頃思っていることなど、自由にお書きください。

.....ご協力ありがとうございました。



# Q&A...

いただいた御質問とそれに対するお答えの例です。こんなことでも、あんなことでも、どうぞ御質問をお寄せ下さい。

## Q：重複障害の人が、知的障害と身体障害のサービスは同時に使えないと言われたんだけど？

窓口の人は渋い顔をするかもしれません。

でも、必要性が認められれば同時に使えます。

どうしてそういう使い方が必要なのか、具体的に説明してもらいましょう。

## Q：1対1で人がついてくれるなんて、ぜいたくなんじゃないですか？

これまでの集団対応的な福祉の在り方から考えると、そんな発想もあるかもしれませんが、そうではない、個別的で一人ひとりの要望に応じたものを用意していくのが、これからの制度の根幹です。必要性を主張し、新たな福祉の在り方を創っていきましょう。

## Q：役所の人に、居宅支援費を使えるのは親が面倒みれないときだけ！と言われました。

申請をすると、家族の状況について病気や就労等、いちいち具体的な理由の説明を求められるかもしれません。でも、支援費は障害のある本人が自立し社会参加していくための制度です。「本人の自立のためにサービスを使いたい」ことをしっかりと伝えていきましょう。

## Q：支援費を申請したら「事業所がないからダメ」と言われちゃった。

サービス事業所の情報を提供するの、市町村の仕事です。市町村の担当者やコーディネーターに、県から指定を受けている事業所の一覧表を見せてもらいましょう。事業所がない場合、支援費が利用できるように、事業所を用意することも市町村の責任です。

例えば、居宅介護（ホームヘルプ）だと、いままでサービスを提供していた社会福祉法人等に加えて、介護保険でサービスを提供している有限会社やNPO法人なども障害者へのサービスを提供します。また、隣り町にある事業所からのサービスを受けることもできます。

## Q：万が一のときのための支援費申請はダメと言われました。緊急時には、どういふふうに対応してもらえるの？

制度的には、緊急時には従来の「措置」で対応できます。支援費の手続きを柔軟に行ってくれると言っている市町村も多くあります。お住まいの市町村でどんな対応してくれるか、確認しましょう。具体的な受け入れをしてくれる事業所があるかどうかはまた別の問題です。緊急時の対応のこと、事前の契約の必要の有無などについて、お近くの事業所に相談してみましょ。

## Q：施設に入所しているのですが、帰省の時にホームヘルプは使えませんか？

入所施設は、24時間365日のサービスを提供するところという位置づけです。もし帰省中にホームヘルプが必要になっても支援費の申請はできず、全額自己負担になってしまいます。契約のときに帰省期間が定められているのか、その期間中のサービスはどうなるのか、きちんと確認しましょう。

## Q：療育手帳がない人は、支援費の支給が出来ないと言われた。

支援費の支給は、必ずしも療育手帳の所持とは関係ありません。必要に応じて市町村の判断で支給を行うことになっています。市町村で判断が困難な場合は更生相談所の意見を聞く場合もあります。必要性を伝えましょ。